

令和4年度第3回海老名市個人情報保護審査会

資料一式

件名	資料番号
諮問書	—
海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	【説明資料】
個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド「条例事項一覧」と対応について	【資料1】
パブリックコメント用資料 「海老名市個人情報保護法施行条例の骨子（案）について」	【資料2】
個人情報保護法改正に伴う条例制定等スケジュール	【資料3】
海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（案）	【参考資料1】
個人情報ファイル簿（標準様式）	【参考資料2】
個人情報取扱事務登録簿（様式）	【参考資料3】
個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ（国が示す条例事項一覧を含む。）	【参考資料4】

諮 問 書

令和4年9月2日

海老名市個人情報保護審査会
会 長 鴨志田 勝則 殿

海 老 名 市 長 内 野 優

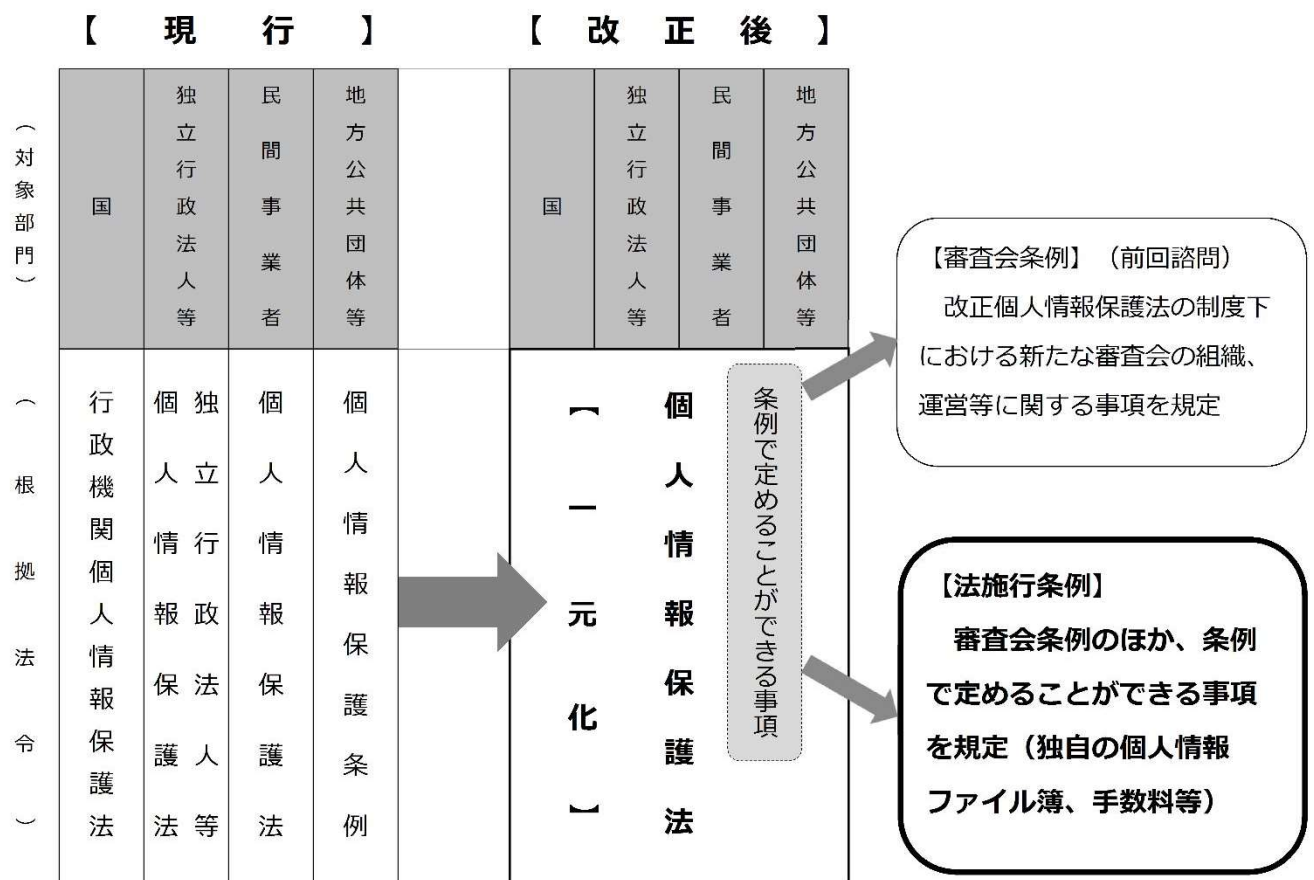


個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を制定するため、その制定内容について貴審査会の御意見をいただきたく、次のとおり諮問します。

事務担当課	市長室 文書法制課
諮問事項	海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定内容について
諮問の内容	海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を制定するに当たり、当該条例に規定すべき内容の方向性（別紙のとおり）について、貴審査会の御意見をいただきたいものです。
制定の理由	デジタル社会形成整備法により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）が令和5年4月1日から全国共通ルールとして地方公共団体に一律に適用されます。改正法の施行に伴い地方公共団体に条例で定めるべき事項を規定するため、先に諮問した海老名市個人情報保護審査会条例のほか、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を制定したいものです。

海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例 に規定すべき内容の方向性について

デジタル社会形成整備法により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）が令和5年4月1日から全国共通ルールとして地方公共団体に一律に適用されます。改正法の施行に伴い地方公共団体にて条例で定めるべき事項を規定するため、先に諮問した海老名市個人情報保護審査会条例のほか、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（以下「法施行条例」といいます。）を制定したく、その規定すべき内容の方向性につき意見を聴くものです。



《個人情報保護法改正前後における法令等の体系（イメージ）》

1 法施行条例に規定すべき内容について

- (1) 改正法の対象外となる個人情報ファイル簿の作成等について（第3条関係）
改正法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿（対象者1,000人以上）の作成、公表をするほか、現行制度と同様としたいため、上記の対象者人数未満であるものについても、同条第5項の規定に基づき条例で定めることにより市独自で個人情報ファイル簿の作成、公表を可能とするものです。
なお、これに伴い、現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止します。
- (2) 開示請求に係る手数料等の費用負担について（第4条関係）
改正法第89条第2項の規定に基づき手数料を定めるものです。規定内容は現行の条例制度と同様、手数料を無料とし、写しの交付に係る実費を徴収するものです。
- (3) 専門的な知見に基づく意見徴取に係る審査会への諮問について（第5条関係）
審査請求に係る諮問のほか、改正法第129条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる旨を規定するものです。

※ 上記(1)から(3)までのほか、国から示された条例規定事項及び規定の是非に係る方向性については、【資料1】のとおり整理をしています。

※ このほか、附則にて、現行条例の廃止及びこれに伴う経過措置並びに法改正に伴う情報公開条例その他関係条例の文言の整理についても規定する予定です。

2 パブリックコメントの実施に係る概要の報告について

- (1) 実施期間
令和4年8月1日（月）から同月31日（水）までの31日間
- (2) 周知方法
広報えびな（8月1日号）及び市ホームページ
- (3) 閲覧方法
ア 市ホームページ
イ 市役所1階 情報公開コーナー
ウ 文書法制課窓口
- (4) パブリックコメント資料
【資料2】のとおり
- (5) 意見について
0件

個人情報保護に関する法律における「条例事項一覧」とその方向性について

【条例で定める必要がある事項】

法の条項	法の条文	市の方向性
第89条 第2項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	【規定する】 現行と同様の手数料（0円。実費負担）とし、法施行条例に規定する（第4条）。
第119条 第3項	3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。	《規定しない》 「行政機関等匿名加工情報」については、現行制度下と同様、需要が見込まれないと判断されることから、改正法が施行される令和5年4月1日に向けては導入を見送る。しかし、今後の導入に向けた検討も並行して実施していく。
第119条 第4項	4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。	《規定しない》 「行政機関等匿名加工情報」については、現行制度下と同様、需要が見込まれないと判断されることから、改正法が施行される令和5年4月1日に向けては導入を見送る。しかし、今後の導入に向けた検討も並行して実施していく。

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

法の条項	法の条文	市の方向性
第60条 第5項・	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	《規定しない》 現行条例下における要配慮個人情報は、改正法等の規定と同様となっており、市独自の規定（条例要配慮個人情報）を設ける予定はない。
第78条 第2項	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。	《規定しない》 改正法に規定する非開示情報と本市情報公開条例における非公開情報の内容に差異はなく、情報公開条例との整合性の確保のための規定は不要である。
附則 第10条 第2項	2 前項（附則第10条第1項）の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。	《規定しない》 現行条例の廃止に伴う罰則規定については、なお従前の例とすることで考えており、特段の定めを設ける予定はない。

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

法の条項	法の条文	市の方向性
第75条 第5項	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。	【規定する】 法の対象外となる本人の数が1,000人に満たない場合においても、独自の個人情報ファイル簿を作成し、公表する旨、法施行条例にて規定する（第3条）。
第107条 第2項	2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。	《規定しない》 審査請求をすべき行政庁について特段の定めをする予定はない。
第108条	第百八条 この節（第四節 開示、訂正及び利用停止）の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。	《規定しない》 開示決定期限及び延長期間については、改正法では「開示決定期限30日+延長期間30日」となっており、これら日数を短縮することはできるが延長することはできない。したがって、現行の「開示決定期限14日+延長期間46日」のとおり運用は不可能となるが、合計60日を維持するため、特段、規定は設けない。
第129条	第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	【規定する】 個人情報保護審査会に諮問できる旨規定する（第5条）。

海老名市個人情報保護法施行条例の骨子（案）について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル社会形成整備法」）により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されます。

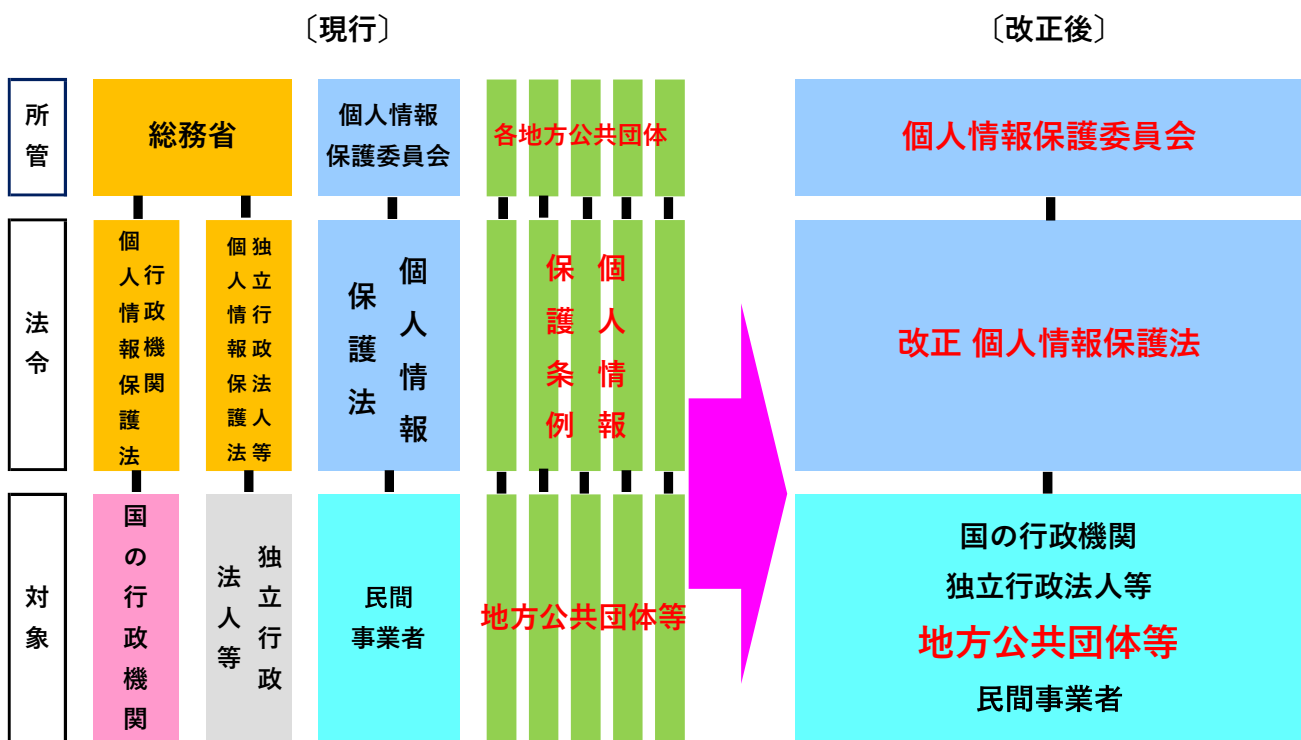
これにより独自の個人情報保護条例を制定していた地方公共団体に、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

海老名市の個人情報保護制度は、海老名市個人情報保護条例（以下「現行条例」）から今回改正された個人情報保護法（以下「改正法」）によることとなるため、現行条例を廃止し、新たに法から委任された事項等を規定する改正法の施行条例を制定します。

今後は、改正法の規定に基づき、引き続き個人情報の保護を適正に行ってまいります。

1 法改正の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の行政機関である個人情報保護委員会に一元化するものです。



2 条例の制定について

現行の海老名市個人情報保護条例を令和5年3月31日で廃止し、令和5年4月1日から海老名市においても改正法が適用されることに加えて、改正法で委任された事項等を定める「(仮称)海老名市個人情報保護法施行条例」(以下「法施行条例」)を制定します。

また、審査会の設置については、「(仮称)海老名市個人情報保護審査会条例」を制定する予定です。

3 主な変更点について

(1) 変わらない点

ア 開示請求に係る手数料

手数料の額は「無料」とし、現行と同様に、写しの交付に係る実費を徴収する予定です。

イ 開示決定等の期限

開示決定期限及び延長期間を合わせた全体の日数は、現行と同じとする予定です。

ウ 要配慮個人情報

現行と同じ内容とする予定です。

(2) 変わる点

ア 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿について

改正法に定められている個人情報ファイル簿(対象者1,000人以上)を作成・公表をするだけでなく、改正法の作成基準未満である対象者1,000人未満の個人情報ファイル簿についても、市独自で作成・公表する予定です。

また、これに伴い、現在同様の役割を担っている「個人情報取扱事務登録簿」については、掲載内容が重複することから廃止を予定しています。

4 法施行条例の骨子（案）について

(1) 法施行条例で定める必要がある事項

ア 開示請求に係る手数料

- ➡ 地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定める（手数料無料も含む。）こととされています。

海老名市では、手数料の額は「無料」とし、現行と同様に、写しの交付に係る実費を徴収する予定です。

イ 個人情報ファイル簿

- ➡ 「個人情報ファイル簿」とは、改正法において対象者 1,000 人以上の個人情報を取り扱う際に作成・公表することが定められているものです。このファイル簿には、利用目的、記録項目、収集方法等について、記載をします。

海老名市では、上記個人情報ファイル簿を作成・公表をするだけでなく、改正法の作成基準未滿である「対象者 1,000 人未滿」についても、市独自で作成・公表する予定です。

また、これに伴い、現在同様の役割を担っている「個人情報取扱事務登録簿」については、掲載内容が重複することから廃止を予定しています。

(2) 法施行条例で定めることが許容されているが、定めない事項

ア 行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料

- ➡ 「行政機関等匿名加工情報」とは、行政機関が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報です。

改正法に基づき、都道府県及び政令指定都市においては民間の研究機関等民間事業者への提供が義務付けられます。しかし、その他の市町村については、当分の間、制度導入は任意であり、義務を課せられていません。

海老名市では、これまで提供制度に関する問合せはなく、現時点で需要が見込まれないため、本制度の導入を見送ることとし、手数料に関する規定は設けない予定です。制度導入の時期については、今後検討してまいります。

イ 条例要配慮個人情報

- ➡ 現在の要配慮個人情報に該当する項目については、現行条例と改正法・同施行令の規定は同様であり、海老名市独自で項目を追加する予定はありません。
(下図参照)

<改正法・同施行令と現行条例の比較表>

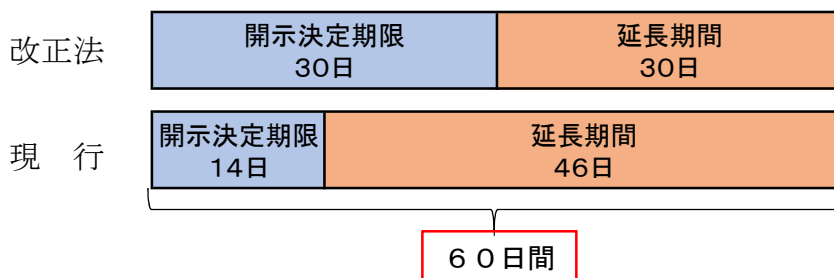
要配慮個人情報の項目	改正法等	現行条例
人種	法第2条第3項	第7条第1号
信条		第2号
社会的身分		第3号
病歴		第4号
犯罪の経歴		第8号
犯罪により害を被った事実		第11号
心身の機能の障害があること	政令第2条第1号	第5号
健康診断の結果	第2号	第6号
医師等による指導又は診療若しくは調剤	第3号	第7号
逮捕、捜査など刑事事件に関する手続	第4号	第9号
調査、観護の措置など少年の保護事件に関する手続	第5号	第10号

ウ 開示決定等の期限

- ➡ 開示決定期限や延長期間については、改正法に基づく期間から延長することはできません。短縮する場合は、条例で定めることもできますが、開示決定期限と延長期間を合わせた全体の期間は、改正法と現行条例において同じであるため、改正法の規定に基づく内容とし、新たな規定は設けない予定です。

・改正法：開示決定期限 30 日 + 延長期間 30 日 = 合計 60 日

・現 行：開示決定期限 14 日 + 延長期間 46 日 = 合計 60 日



5 個人情報保護審査会について (今回のパブリックコメントの対象外)

現行条例を廃止することに伴い、現在、規定されている「海老名市個人情報保護審査会」については、この法施行条例ではなく、審査会に関する条例を別に制定する予定です。

審査会については、現在と同様に諮問機関として引き続き設置し、審査請求に関する内容や法に従った運用ルールの細則等に関する内容について審議する予定です。

6 今後のスケジュール

令和4年8月1日～31日	パブリックコメントの実施
9月上旬	パブリックコメントの意見集約
9月中・下旬	個人情報保護審査会 諮問・答申
12月1日	海老名市議会に条例案を上程
令和5年4月1日	条例施行

7 意見の提出について

<提出方法>

任意様式に、①意見、②住所、③氏名、④電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送
- (2) ファックス
- (3) 文書法制課に直接持参 (平日 8:30～17:15 となります。)
- (4) 市ホームページ問い合わせフォーム

<提出先>

海老名市 市長室 文書法制課 (神奈川県海老名市勝瀬175番地の1)

TEL : 046 (235) 4542


FAX : 046 (233) 9118


※ いただいた御意見は条例制定に向けた参考とさせていただきます、個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。


個人情報保護法改正に伴う条例制定等 年間スケジュール

No.	年度	月												
		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月
1	条例改正事務	パブコメ反映	規則等改正案作成 全協資料作成					条例規則公布		開示手続の運用整備	4/1広報依頼			ファイル簿整備
2	審査会	9/8 (9/27) 諮問・答申							報告					
3	パブリックコメント (法施行条例のみ)													
4	検察庁協議 (審査会条例のみ)	8月下旬～11月中旬 (約3箇月)												
5	政策会議・最高経営会議			パブコメ結果 上程庁議 10/17政10/25最										
6	議会		10/7 全協説明				12/1議会上程 (11/21議案書配布)							
7	庁内説明								1月下旬 文書主任者会議 ファイル簿作成依頼					

凡例

法施行条例： 

審査会条例： 

全体： 

令和5年4月1日
改正法全面施行

海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

（条例個人情報ファイル簿）

第3条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、本人の数が政令第20条第2項で定める数に満たない個人情報ファイルについて、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに政令第21条第6項各号に掲げる事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿の作成及び公表は、個人情報ファイル簿の例による。

（費用負担）

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 開示請求に係る保有個人情報（法第87条第1項ただし書に規定する保有個人情報の写しを含む。）の写しの交付に要する費用は、当該開示請求をする者の負担とする。

（審議会への諮問）

第5条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第〇号）第〇条に規定する海老名市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 条例個人情報ファイル簿の作成に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、第3条の規定の例によりすることができる。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の旧条例第17条、第30条又は第38条の規定によりされている請求は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の法第76条、第90条又は第98条の規定によりされた請求とみなす。
- 5 第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

以下、情報公開条例その他関係条例の文言の整理に係る改正について、規定する。

＜標準様式第 1-5＞ 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）
	（所在地）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理フ ァイル）
	政令第21条第7項に該当す るファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）の記載要領

「個人情報ファイル簿」（標準様式第1-5）については、以下のように記載するものとする。

1 個人情報ファイルの名称

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

（例） ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル 等

2 行政機関等の名称

当該ファイルを保有している行政機関等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関及び同項第4号に規定する地方独立行政法人）の名称を記載する。

（例） ○○県

3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

当該ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称を記載する。

（例） ○○部○○課○○室

4 個人情報ファイルの利用目的

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか国民が具体的に認識できるよう、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。

（例） ○○審査事務における本人の資格審査のために利用する。

5 記録項目

当該ファイルに記録される項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

また、各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。

（例） 1氏名、2住所、3性別、4免許番号、5発給額…

6 記録範囲

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録される個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

（例） ○○申請書を提出した者（令和△△年度以降）

7 記録情報の収集方法

保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に法第2条第3項の要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。

9 記録情報の経常的提供先

記録情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。ただし、法第75条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

10 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する課室等の名称及び所在地を記載する。複数ある場合には列挙する。

（例）（名称）〇〇県△△部××課

（所在地）〒xxx-9999 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

ただし、個別の法令の規定により開示請求等ができることとされており、例えば、法第5章第4節の適用を除外されているものについては、「別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署（連絡先××）にお問合せください。」と記載する。

11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、①該当する記録項目に付した番号及び②当該法令の条項（法令番号を含む。）を記載する。

（例） 2、4及び5の各記録項目の内容については、△△法（平成××年法律第〇〇号）第△条第□号に基づき訂正請求ができる。

12 個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7項に該当するファイルの有無

個人情報ファイルの種別の欄は、該当する□にレ点を記入すること。

また、本票が法第60条第4項第1号に係るファイル（電算処理ファイル）である場合には、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である同項第2号に係るファイル（マニュアル処理ファイル）の有無について、該当する□にレ点を記入すること。

13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行った場合のみ記載する。

法第60条第3項各号のいずれにも該当し、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルについては「該当」と記載し、提案募集の対象とならない場合には「非該当」と記載する。

14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行った場合のみ記載する。これらの機関において、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行っていない場合には、「（実施なし）」と記載する。

13に「該当」と記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地を記載し、「非該当」と記載した場合には「－」を記載する。

（例）（名称）〇〇県△△部××課
（所在地）〒xxx-9999 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

15 行政機関等匿名加工情報の概要

都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行った場合のみ記載する。これらの機関において、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行っていない場合には、「（実施なし）」と記載する。

提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（記録項目及び情報の粒度（住所であれば都道府県単位等））を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「－」を記載する。

（例）本人の数：1万人、情報の項目：氏名（削除）、住所（市町村単位に置換え）、生年月日（生年月に置換え）、性別（男女の別）

16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行った場合のみ記載する。これらの機関において、法第5章第5節の規定に

より、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行っていない場合には、「（実施なし）」と記載する。

15に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、行政機関等匿名加工情報の提案を受け付ける組織の名称及び所在地を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「－」を記載する。

（例） （名 称）〇〇県△△部××課
（所在地）〒xxx-9999 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間

都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行った場合のみ記載する。これらの機関において、法第5章第5節の規定により、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行っていない場合には、「（実施なし）」と記載する。

16に行政機関等匿名加工情報の概要を記載した場合には、当該行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。作成した行政機関等匿名加工情報がない場合は「－」を記載する。

18 条例要配慮個人情報

地方公共団体において、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定している場合であって、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている場合には、「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。

19 その他

- (1) 備考欄はその他参考となる事項を記載する。
- (2) 9及び11の事項並びに備考について、記載すべき内容がない場合は、「－」を記載する。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (4) 各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。

使用する主な個人情報記録

個人の類型	個人情報記録の名称
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	
の個人情報	

第3号様式(第6条関係) (その2)

個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報												
個人情報を取り扱う目的														
個人情報の項目名	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 氏名	家 庭 の 状 況	<input type="checkbox"/> 親族関係	経 歴 ・ 資 格 等	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	財 産 経 済 状 況	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 資産状況	そ の 他	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 健康状況	<input type="checkbox"/> 団体加入
		<input type="checkbox"/> 識別番号		<input type="checkbox"/> 婚姻歴		<input type="checkbox"/> 学業・学歴		<input type="checkbox"/> 納税状況		<input type="checkbox"/> 病歴		<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好		
		<input type="checkbox"/> 住所		<input type="checkbox"/> 家族状況		<input type="checkbox"/> 地位		<input type="checkbox"/> 地位		<input type="checkbox"/> 納税状況		<input type="checkbox"/> 障害		<input type="checkbox"/> 主義・主張
		<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢		<input type="checkbox"/> 居住状況		<input type="checkbox"/> 資格		<input type="checkbox"/> 資格		<input type="checkbox"/> 取引状況		<input type="checkbox"/> 公的扶助		<input type="checkbox"/> 身体 の 状 況
		<input type="checkbox"/> 性別		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 成績・評価		<input type="checkbox"/> 成績・評価		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 本籍・国籍		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 賞罰		<input type="checkbox"/> 賞罰		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 続柄		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 電話番号		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
要配慮個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>人種 <input type="checkbox"/>信条 <input type="checkbox"/>社会的身分 <input type="checkbox"/>病歴 <input type="checkbox"/>身体障害、知的障害、精神障害その他の心身機能障害 <input type="checkbox"/>医師等により行われた健康診断等の結果 <input type="checkbox"/>健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと <input type="checkbox"/>犯罪の経歴 <input type="checkbox"/>被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと <input type="checkbox"/>犯罪により害を被った事実 												
		取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 () <input type="checkbox"/> 審査会の意見を聴いた上で正当な事務事業の実施のために必要であると認めた											

特定個人情報の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合、次の (a) 及び (b) の項目を記入
(a) 個人番号の利用に 関わる法令上の根拠	
(b) 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
① 実施の有無	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> <div style="text-align: center;">[]</div>
② 法令上の根拠	

個人情報保護法の施行に係る
関係条例の条文イメージ

個人情報保護委員会事務局
総務省自治行政局
令和4年4月

<留意点>

- 本資料の記載は、令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「改正法」という。）の条文の解釈等を前提に、地方公共団体において定め得る条例の規定例を示すものである。

- したがって、本資料に記載の規定例は、そのままの形で条例化されることは想定しておらず、あくまで、自治体担当者の概要把握の一助となることを期待して、示すものである。

- なお、本資料末尾に記載する条例事項一覧は、改正法において条例で定めることとされている条文及び条例で定められる可能性がある事項について言及している条文を示すものである。

〇〇市個人情報保護法施行条例

網掛け：条例で定める必要がある事項

下線：必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

下線：条例で定めることを妨げるものではない事項

【条例の趣旨に関する規定を設ける場合】

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【用語の定義についての規定を設ける場合】

（用語）

第二条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

【改正法第 60 条第 5 項に基づき条例要配慮個人情報に関する規定を設ける場合】

（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 一 ・・・
- 二 ・・・
- 三 ・・・

【改正法第 75 条第 5 項に基づき個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合】

（登録簿）

第四条 市の機関等（市の機関（議会を除く。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）¹は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

¹ 適用の対象は任意。

- 一 . . .
- 二 . . .
- 三 . . .
- 四 . . .
- 五 . . .

- 2 市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【改正法第 78 条第 2 項に基づき情報公開条例の規定との整合を図る規定を設ける場合】

(不開示情報)

- 第五条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号)第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。
- 2 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり〇〇円とする。

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇市手数料条例(昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号)に定める額²とする。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

- 第七条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

² 手数料条例において、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たりの額を定めること、又は開示の方法に応じた額を定めることが考えられる。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

第八条 開示決定等は、開示請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第 83 条第 1 項及び第 2 項に定める「30 日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

第九条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から〇〇日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

※「〇〇日以内」については、法第 84 条に定める「60 日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第 108 条に基づき訂正の手続に関する規定を定める場合】

第十条 訂正決定等は、訂正請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第94条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第108条に基づき利用停止の手續に関する規定を定める場合】

第十一条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から〇〇日以内になければならない。ただし、法第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第102条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料³)

第十二条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに〇〇円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 〇〇円

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

第十二条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、

³ 令において定める額を標準として定めること。

〇〇市手数料条例（昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）に定める額⁴とする。

【改正法第 129 条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合】

第十三条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護審査会条例（令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審査会⁵に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

※「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法令やガイドライン、事務対応ガイド等の記載に則った具体的な運用方法について定めるものであり、例えば、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用についての細則がこれに当たる。

※上記各号列記の事項は、これまでの照会等を踏まえて例示するものであり、これらの項目について条例に規定を設けるべきとの趣旨ではないが、法第 129 条の委任規定の趣旨に鑑み、諮問を行うことが特に必要であると考えられる事項について、上記も参考にしつつ、具体的な記載をする必要がある。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

⁴ 手数料条例において、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書一件当たりの額を定めること、又は開示の方法に応じた額を定めることが考えられる。

⁵ 法第百二十九条の規定による諮問に応じ調査審議する機能を有する審議会等を諮問先として規定する。

【既存の個人情報保護条例を廃止する場合】

(旧条例の廃止⁶)

第二条 ○○市個人情報保護条例（平成○○年○○市条例第○○号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

【改正法附則第3条と同等の経過措置を設ける場合】

(経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第○○条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第○○条に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は旧条例第○○条に規定する非識別加工情報等（以下「旧非識別加工情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第○○条に規定する実施機関⁷（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第二条施行日」という。）前に旧条例第○○条、第○○条又は第○○条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第二条施行日前に旧条例第○○条の提案がされた場合における旧条例に規定する非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。⁸

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第○○条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。⁹

⁶ 廃止とするか一部改正とするかは任意。

⁷ 地方独立行政法人を含むものとして規定している。旧条例において実施機関に地方独立行政法人を含めていない場合には、別号で規定する必要がある。

⁸ 旧条例に非識別加工情報に関する規定がある場合に限る。

⁹ 第4項から第6項までは、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置で

- 一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - 二 第一項第二号に掲げる者
- 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第〇〇条に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 6 前二項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

【改正法附則第 10 条では措置されない旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置を設ける場合】

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

ある。

〇〇市個人情報保護審査会条例

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 設置及び組織（第二条―第六条）
- 第三章 審査会の調査審議の手続（第七条―第十条）
- 第四章 雑則（第十一条・第十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置）

第二条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

（委員）

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき

は、その委員を罷免することができる。

- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

第三章 審査会の調査審議等の手続¹⁰

(定義)

第七条 この章において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）¹¹及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。）をいう。

- 2 この章において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、そ

¹⁰ この章（第七条から第十条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

¹¹ 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

の提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。¹²

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

- 第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四章 雑則

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定

¹² この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

める。

(罰則)

第十二条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。¹³
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

¹³ 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

〇〇市個人情報保護審査会¹⁴条例（例）

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 設置及び組織（第二条―第六条）
- 第三章 審査会の調査審議等の手続
 - 第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第七条―第十条）
 - 第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第十一条）
- 第四章 雑則（第十二条・第十三条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

第二章 設置及び組織

（設置）

第二条 次に掲げる事務¹⁵を行うため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 〇〇市個人情報保護法施行条例第〇〇条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

¹⁴ 機能に応じた名称をつけることが考えられる。

¹⁵ 機能に応じて規定することが必要となる。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

第三章 審査会の調査審議等の手続¹⁶

第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第七条 この節において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）

¹⁶ この章（第七条から第十一条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

¹⁷及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。)をいう。

- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

（審査会の調査権限）

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。¹⁸

（委員による調査手続）

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に

¹⁷ 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

¹⁸ この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

第十一条 . . .

※第二節においては、法第 129 条により「特に必要であると認めるとき」に当たるものとして審議会に諮るべき事項として定められたものについて、当該審議に係る手続きも含めて遺漏なく定める必要がある。

第四章 雑則

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十三条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条又は第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。¹⁹
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

¹⁹ 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

〇〇市情報公開条例（改正例）

【匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う場合】

（開示義務）

第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 . . .

二 . . .

- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号²⁰

【改正法第 60 条第 3 項第 2 号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設ける場合】

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第〇条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

²⁰ 既に非識別加工情報等を情報公開条例上の不開示情報としている場合にも、文言の改正が必要となります。

- 一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第〇条第〇号〇及び・・に規定する情報²¹に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第〇条²²の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【改正法第 60 条第 3 項第 2 号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設けることに伴い、情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設ける場合】

（審査会への諮問等）

- 第〇条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく〇〇市情報公開審査会に諮問しなければならない。
- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）

【情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設けることに伴い、諮問をした旨の通知義務についての調整規定を設ける場合】
（諮問をした旨の通知）

- 第〇条 第〇条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

²¹ 開示義務の適用除外から「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等を除外している場合には、当該条項を追加します。

²² 不開示情報が記録されている公文書を公益上特に必要があると認めるときに開示することができる旨の規定等がある場合には、当該条項を追加します。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(参 考)

条例事項一覧

【条例で定める必要がある事項】

条項	条文
第 89 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、 条例 で定めるところにより、実費の範囲内において 条例 で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 3 項	3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 条例 で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として 条例 で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 4 項	4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 条例 で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として 条例 で定める額の手数料を納めなければならない。

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

条項	条文
第 60 条 第 3 項・ 第 2 号	3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開 条例 （地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。 一 （略） 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開 条例 の規定に

	<p>よる開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例(行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>三 (略)</p>
第 60 条 第 5 項・	<p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
第 78 条 第 2 項	<p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。</p>
附則 第 10 条 第 2 項	<p>2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。</p>

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

条項	条文
第 75 条 第 5 項	<p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない</p>
第 107 条 第 2 項	<p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</p>
第 108 条	<p>第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の</p>

	規定に反しない限り、 条例 で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
第 129 条	第百二十九条 地方公共団体の機関は、 条例 で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

(海老名市情報公開条例の一部改正)

- 6 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イを削り、ウをイとする。

(海老名市災害対策基本条例の一部改正)

- 7 海老名市災害対策基本条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）第2条第2号及び第3号に規定する市が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項の保有個人情報」に改め、同条第4項中「海老名市個人情報保護条例第13条に規定する所要の手続を経る」を「個人情報の保護に関する法律第69条の規定による」に改める。

(海老名市債権管理条例の一部改正)

- 8 海老名市債権管理条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6項第1項中「同一の実施機関（海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）第2条第1号に規定する実施機関）」を「同一の機関（市の機関）」に、「他の実施機関」を「他の機関」に改める。

(海老名市立えびな市民活動センター設置条例等の一部改正)

- 9 次に掲げる条例の規定中「海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(1) 海老名市立えびな市民活動センター設置条例（平成24年条例第40号）

第29条第1項

(2) 海老名市立コミュニティセンター条例（昭和61年条例第34号）第27

条第1項

(3) 海老名市立スポーツ施設設置条例（平成17年条例第31号）第27条第

1項

(4) 海老名市医療センター設置条例（平成17年条例第19号）第21条第1

項

(5) 海老名市立総合福祉会館条例（平成17年条例第20号）第27条第1項

(6) 海老名市障害者デイサービスセンター等設置条例（昭和53年条例第21号）第23条第1項

(7) 海老名市保育所設置条例（昭和45年条例第34号）第18条第1項

(8) 海老名市営自動車駐車場条例（平成7年条例第13号）第24条第1項

(9) 海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）第31条第1項

(10) 海老名市都市公園条例（平成17年条例第27号）第45条第1項

(11) 海老名市海老名駅自由通路設置条例（平成21年条例第27号）第17条第2項

(12) 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例（平成27年条例第18号）第17条第1項

(13) 海老名市食の創造館設置条例（平成24年条例第18号）第30条第1項

(14) 海老名市立図書館条例（昭和59年条例第30号）第20条第1項

（海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正）

10 海老名市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」に改める。

第7条第2項中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

第8条第4項中「個人情報保護条例第46条」を「海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第 号）第5条」に改める。

○海老名市情報公開条例

平成14年10月2日
条例第32号

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録
 - ウ 図書館、資料館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料

○海老名市個人情報保護条例

平成17年4月1日
条例第13号

海老名市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の取扱い等(第7条～第16条)
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第17条～第29条)
 - 第2節 訂正(第30条～第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条～第44条)
 - 第4節 審査請求(第44条の2・第45条)
- 第4章 海老名市個人情報保護審査会(第46条～第56条)
- 第5章 雑則(第57条～第62条)
- 第6章 罰則(第63条～第67条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
 - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (3) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(海老名市情報公開条例(平成14年条例第32号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの(行政文書に記録されているものに限る。)をいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平成27条例11・平成27条例41・平成30条例3・令和4条例2・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者(事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等([個人情報保護に関する法律第2条第9項](#))に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。[第19条第3号](#)において「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。)は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(令和4条例2・一部改正)

(市民の役割)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

(国、独立行政法人等及び地方公共団体への要請)

第6条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

第2章 実施機関が保有する個人情報の取扱い等

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。[第16条](#)において同じ。)を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ海老名市個人情報保護審査会([第46条](#)を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること([前号](#)に該当するものを除く。)
- (6) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者([次号](#)において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査([回号](#)において「健康診断等」という。)の結果([第4号](#)に該当するものを除く。)
- (7) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと([第4号](#)に該当するものを除く。)
- (8) 犯罪の経歴
- (9) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと([前号](#)に該当するものを除く。)
- (10) 本人を[少年法\(昭和23年法律第168号\)第3条第1項](#)に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと([第8号](#)に該当するものを除く。)
- (11) 犯罪により害を被った事実
(平成30条例3・一部改正)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
- (5) 他の実施機関から第13条第2項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
- (6) 審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより本市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相応な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

4 実施機関は、前項第3号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定による収集がされたものとみなす。

(平成27条例41・一部改正)

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)を正確、完全かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的として保存される保有個人情報については、この限りでない。

(平成27条例41・一部改正)

(職員の義務)

第10条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部若しくは一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理に関する業務で個人情報の取扱いを伴うもの(以下「公の施設の管理に関する業務」という。)を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、当該業務に係る協定において、個人情報の適正な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(平成17条例55・一部改正)

(受託者等の責務)

第12条 実施機関から個人情報取扱事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は受託した目的の範囲を超えて使用してはならない。

(平成17条例55・一部改正)

(指定管理者等の責務)

第12条の2 公の施設の管理に関する業務を行う指定管理者は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平成17条例55・追加)

(利用及び提供の制限)

第13条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条及び第15条において同じ。)を利用

し、又は提供してはならない。

2 **前項**の規定にかかわらず、実施機関は、**次の各号**のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(3) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(4) **前3号**に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

3 実施機関は、**前項第2号**から**第4号**までの規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(平成27条例41・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第13条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的に保有特定個人情報を利用してはならない。

2 **前項**の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的以外の目的に保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を自ら利用することができる。

(平成27条例41・追加)

(オンライン結合による提供)

第14条 実施機関は、法令に特別の定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。**次項**において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。ただし、**次の各号**のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。

(平成30条例3・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 実施機関は、**第13条第2項**又は**前条第1項**の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第16条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 個人情報取扱事務の名称

(3) 個人情報を取り扱う目的

(4) 個人情報の収集の方法

(5) 個人情報の記録の内容

(6) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

- (7) 個人情報の利用及び提供の範囲
- 2 **前項**に規定する行政文書には、次に掲げるものは含まない。
 - (1) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
 - (2) 市の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
 - (3) 一般に入手し得る刊行物等
 - 3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 実施機関は、**前項**の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該事項について意見を述べるができる。
 - 5 実施機関は、**第3項**の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。
 - 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(平成30条例3・一部改正)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報(**前条第2項各号**に掲げる行政文書を除く。以下同じ。)(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この節、**次節**及び**第3節**において同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下この節、**次節**及び**第3節**において同じ。)は、本人に代わって**前項**の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(平成27条例41・一部改正)

(開示請求の手続)

第18条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(**第3項**において「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の内容
 - (3) その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示請求をしようとする者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること(**前条第2項**の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
 - 4 **第1項**の規定にかかわらず、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求は、口頭により行うことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に**次の各号**に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(**第17条第2項**の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合)にあっては、当該本人をいう。**次号**及び**第3号**並びに**第27条第1項**において同じ。)の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの。
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報から特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することで特定の個人が識別さ

れ得るもの又は個人識別符号が含まれるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 法令の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められる情報
 - ウ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に関する情報
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で開示することが公益上必要であると認められる情報
 - イ 消費生活の安定に対する著しい支障から消費者を保護するために、開示することが必要であると認められる情報及びこれらの情報に準ずる情報で開示することが公益上必要であると認められる情報
- (4) 市の機関の内部若しくは機関相互又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関若しくは独立行政法人等との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 市の機関、国等の機関又は独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国等若しくは独立行政法人等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究にかかる事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 公営企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報
- (7) 開示することにより、個人の生命、健康、生活若しくは財産を害し、又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (8) 代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

(平成19条例15・平成27条例2・平成27条例41・平成30条例3・一部改正)

(一部開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報を、開示できる情報から容易に、かつ、開示請求の趣旨が失われない程度に合理的に区分できる場合には、不開示情報を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。[前条](#)の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときも、同様とする。

3 実施機関は、[前項](#)の規定により開示しない旨の決定([第20条](#)の規定により、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。)を行った場合は、その理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。この場合において、実施機関は、決定を行った日の翌日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかなきは、その旨を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第24条 実施機関は、[前条第1項](#)及び[第2項](#)の決定(以下「開示決定等」という。)を、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、[第18条第3項](#)の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、[回項](#)に規定する期間を開示請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、[前条](#)の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、[前条](#)に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第26条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 [前項](#)の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 [前項](#)の場合において、移送を受けた実施機関が[第23条第1項](#)の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関が開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(平成27条例41・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等、独立行政法人等及び開示請求者以外の者(この条及び[第45条](#)において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する保有個人情報の内容その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合はこの限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が[第19条第2号ウ](#)若しくは[回条第3号ア](#)に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を[第21条](#)の規定により開示しようとするとき。

き。

- 3 実施機関は、[前2項](#)の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、[前項](#)の規定にかかわらず、文書又は図画の閲覧による保有個人情報の開示にあつて、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより保有個人情報の開示を行うことができる。
- 3 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人であること([第17条第2項](#)の規定による開示請求に係る開示にあつては、当該開示に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(費用負担)

第29条 この条例の規定に基づく保有個人情報の閲覧にかかる手数料は、[海老名市手数料条例\(昭和40年条例第6号\)](#)の規定にかかわらず、無料とする。

- 2 開示請求に係る保有個人情報([前条第2項](#)の規定により保有個人情報を複写したものを含む。)の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第30条 何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて[前項](#)の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第31条 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書([第4項](#)において「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) その他実施機関が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正請求をしようとする者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること([前条第2項](#)の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第32条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第34条 実施機関は、[前条各項](#)の決定(以下「訂正決定等」という。)を、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、[第31条第4項](#)の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、[回項](#)に規定する期間を訂正請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、[前条](#)の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、[回条](#)に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 [前項](#)の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 [前項](#)の場合において、移送を受けた実施機関が[第33条第1項](#)の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、当該実施機関が訂正の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該訂正の実施に必要な協力をしなければならない。

(平成27条例41・一部改正)

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び[番号法第19条第8号](#)に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る[回法第23条第1項](#)及び[第2項](#)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平成27条例41・令和3条例17・一部改正)

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が[次の各号](#)のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、[当該各号](#)に定める措置を請求することができる。

(1) [第7条](#)の規定に違反して保有されているとき、[第8条第1項](#)から[第3項](#)までの規定に違反して収集されているとき若しくは[第13条第1項](#)及び[第2項](#)並びに[第13条の2第1項](#)及び[第2項](#)の規定に違反して利用されているとき又は[番号法第20条](#)の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき若しくは[回法第29条](#)の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル([回法第2条第9項](#)に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) [第13条第1項](#)及び[第2項](#)又は[番号法第19条](#)の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって[前項](#)の規定による当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(平成27条例41・平成29条例21・一部改正)

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求をしようとする者(以下この条において「申出者」という。)は、当該利用停止請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書([第3項](#)に

において「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 申出者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 申出者は、実施機関に対して当該申出者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。)を確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 実施機関は、前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)を、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、この期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を利用停止請求があつた日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の利用及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(他の法令との調整)

第44条 第17条から第29条までの規定は、他の法令等の規定により、行政文書の閲覧又は縦覧の手続が定められているとき、行政文書の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他第28条第1項及び第2項に規定する方法による保有個人情報の開示の手続が定められているときにおける保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示については、適用しない。

2 第30条から第37条までの規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正の手続が定められているときにおける保有個人情報の訂正については、適用しない。

3 第38条から前条までの規定は、他の法令等の規定により、保有個人情報の利用停止の手続が定められているときにおける保有個人情報の利用停止については、適用しない。

(平成27条例41・一部改正)

第4節 審査請求(平成27条例55・全改)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第44条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平成27条例55・追加)

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 審査請求のあった開示請求について開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。この号及び[第3項第2号](#)において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 審査請求のあった訂正請求について訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
 - (4) 審査請求のあった利用停止請求について利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
- 2 [前項](#)の規定による諮問は、[行政不服審査法第9条第3項](#)の規定により読み替えて適用する[同法第29条第2項](#)の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 実施機関は、[第1項](#)の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 4 [第27条第3項](#)の規定は、[次の各号](#)のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- (平成27条例55・一部改正)

第4章 海老名市個人情報保護審査会

(設置)

第46条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて個人情報の保護に関する制度の改善その他基本的事項を調査、審議するため、海老名市個人情報保護審査会を設置する。

(組織及び委員)

第47条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は、個人情報保護制度に関し見識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 市長は、委員が職務の遂行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第48条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (審査会の調査権限等)

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から[前項](#)の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書等に記録されている情報又

は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 [第1項](#)及び[前項](#)に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平成27条例55・一部改正)

(意見の陳述等)

第50条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平成27条例55・一部改正)

(意見書等の提出)

第51条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書等を提出することができる。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平成27条例55・一部改正)

(提出資料の閲覧)

第52条 審査会は、[第49条第3項](#)若しくは[第4項](#)又は[前条](#)の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び[次項](#)において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、[第1項](#)の規定による送付をし、又は[前項](#)の規定により閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、[第2項](#)の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

5 [第2項](#)の規定による意見書等の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

(平成27条例55・一部改正)

(会議)

第53条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議の非公開)

第54条 審査会の会議は非公開とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、個人情報の保護に関する制度の改善等に係る調査審議については、公開する。ただし、適切な調査審議を行うため会議の運営上必要と認める場合は、この限りでない。

(答申書の送付等)

第55条 審査会は、諮問に係る答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平成27条例55・一部改正)

(規則への委任)

第56条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(適用除外)

第57条 [第2章](#)から[前章](#)までの規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。

- (1) [統計法\(平成19年法律第53号\)第2条第4項](#)に規定する基幹統計を作成するために集められた個人

情報

(2) 神奈川県統計調査条例(平成20年神奈川県条例第54号)第2条第2号に規定する県統計調査によって集められた個人情報

(3) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として、収集、整理し、及び保存している個人情報

(平成21条例1・一部改正)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第58条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ確実に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮し、適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第59条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第60条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表しなければならない。

(出資団体等が保有する個人情報の保護)

第61条 市が出資その他財政上の援助を行う団体であつて、規則で指定するもの(以下「出資団体等」という。)は、この条例の趣旨にのっとりその保有する個人情報の保護に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等に対し、[前項](#)に必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 出資団体等は、個人情報の保護の実施に当たって必要と認めるときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めものとする。

(平成17条例55・一部改正)

(委任)

第62条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第63条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下この条及び[次条](#)において同じ。)を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であつた者

(2) [第12条第2項](#)の受託事務に従事している者又は従事していた者

(3) [第12条の2第2項](#)の業務に従事している者又は従事していた者

(平成17条例55・一部改正)

第64条 [前条各号](#)に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例55・一部改正)

第65条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第66条 [第47条第6項](#)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第67条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(海老名市個人情報保護審査会条例の廃止)

2 [海老名市個人情報保護審査会条例\(平成9年条例第32号\)](#)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、この条例による改正前の海老名市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条の規定により現にされている請求は、この条例の第18条の規定によりされている請求と、旧条例第20条の規定により現にされている請求は、この条例の第31条の規定によりされている請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現にされている旧条例第23条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、この条例の第45条第1項に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。
- 5 この条例の施行の際、旧条例第24条第1項又は第2項の規定により、現にされている申出については、なお従前の例による。
- 6 前3項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成17年12月28日条例第55号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月7日条例第15号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月16日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日条例第11号)抄

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年10月2日条例第41号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第55号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の海老名市個人情報保護条例によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の海老名市個人情報保護条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成29年9月8日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月27日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の海老名市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関が行う同条第4号に規定する保有個人情報を取り扱う事務であって当該保有個人情報に第7条に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第16条第3項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「開始した」と、「あらかじめ」とあるのは「海老名市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年条例第3号)の施行後遅滞なく」とする。

附 則(令和3年6月30日条例第17号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年1月26日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。